

自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

施設名称	会津若松市生涯学習総合センター	
所在地	会津若松市栄町3-50	
貸付箇所	1階 ラウンジ	3階 エレベーターホール
貸付面積	3.24㎡	1.75㎡
設置台数	2台	1台
現在の自販機設置状況	あり	
令和4年度売上本数	1階 ラウンジ : 12,044本 (清涼飲料水2台) 3階エレベーターホール : 3,102本 (清涼飲料水1台)	
令和5年度売上本数 (4月～9月)	1階 ラウンジ : 6,625本 (清涼飲料水2台) 3階エレベーターホール : 1,868本 (清涼飲料水1台)	
開館時間	9:00 ~ 22:00	
来館者数	月約41,100名 (令和5年4月～11月の平均) 前年度同月比 (月約32,300名 27.2%増)	
販売品目	1階 ラウンジ : 清涼飲料水 2台 3階エレベーターホール : 清涼飲料水 1台	
問合せ先	生涯学習総合センター 0242-22-4700	
備考	休館日 月1～2回、年末年始	

※貸付箇所は、別紙平面図を参照。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 設置位置及び台数等

設置者は、上記の貸付箇所に自動販売機を設置しようとする場合には、設置する位置及び台数について当該施設の財産管理者の指示に従い設置することとする。

(2) 大きさ及びデザイン

①大きさ

おおよそ 横幅1,200mm×奥行750mm×高さ1,900mm以内

②デザイン

周辺環境に配慮した外観色とし、ユニバーサルデザインを有する機器とする。
また、1階ラウンジ設置台数2台中1台については、ベンダー機能等の社会貢献デザインとする。※災害時には、飲料商品を無償提供できるものとする。

(3) 環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空遮断材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(4) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)、「自動販売機据付基準マニュアル」

(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、室内設置であっても「自動販売機の堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 利便性

①キャッシュレス決済

利用者の利便性やニーズを考慮し、3台のうち1台をキャッシュレス決済が可能な機種とする。

②新紙幣・硬貨への対応

設置期間中に新たな紙幣や硬貨が導入された場合は、速やかに新貨幣の利用が可能な機能の変更に対応すること。

(5) 使用済み容器のみ容へ処理

①回収ボックスの設置

設置者は、原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとする。

②回収ボックスの仕様

- ・素材 プラスチック製又は金属製とする。
- ・容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な收容容積とする。
- ・その他 收容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③回収ボックスの管理

設置者は、回収ボックスが使用済み容器で一杯になった場合にはただちに回収するなど、その適正管理に努めるものとする。

④使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)等、関係法令に基づいて適正に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④商品の補充においては、商品が品切れにならないよう随時補充することとし、適温の商品を提供できるよう対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目

①缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とする。

②財産管理者による販売品目の要望があった場合は、要望に対応する。

(2) 価格

標準販売価格(定価)以下とする。

5 貸付料

入札金額に100分の10に相当する額を加算した額とし、会計年度ごとに分割して徴収する。ただし、消費税法等の改正により、消費税率が変更することとなった場合は、

協議のうえ、貸付料を変更できるものとする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 電気料

自動販売機の運転に係る電気料については、設置者が計量器（メーター）（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置し、会計年度ごと貸付料とは別に徴収する。

この電気料については、1 kWh 当たり 37 円の単価に計量器の（前回の数値を差し引いた）数値を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は切り捨てた額）とする。

8 貸付料及び電気料の納入期限

貸付料及び電気料については、市の発行する納入通知書により納入期日までに納入しなければならない。

9 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 自動販売機を設置する事業者が設置した計量器（メーター）の設置及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。なお、設置及び撤去にあたっては設置する施設の財産管理者の指示に従うものとする。

10 貸付場所

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財産管理者の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

財産管理者の責に帰する場合を除き、設置者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

(1) 財産管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、財産管理者はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した場合は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13 売り上げ本数の報告

設置者は、毎月 1 日から月末までの自動販売機の売り上げ本数を各年度毎にまとめ、翌年度の 4 月末日まで市に報告しなければならない。また、市は、必要に応じて売り上げ本数に関する実地調査を行うことができるものとし、設置者は市の実地調査に協力するものとする。